

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、北広島町選挙管理委員会から報告があった。

平成三十年九月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
大塚ふれあいセンター	山県郡北広島町大塚 2108 番地 1	平成 30 年 9 月 3 日
川戸特産品加工施設	山県郡北広島町川戸 3430 番地	平成 30 年 9 月 3 日
どんぐり荘新館交流研修室	山県郡北広島町都志見 12576 番地	平成 30 年 9 月 3 日
グリーンヒルおおあさ研修室	山県郡北広島町大朝 11363 番地	平成 30 年 9 月 3 日